

高石市議会議長
森 博 英 様

高石市長 阪 口 伸 六

再 議 書

令和4年第4回高石市議会定例会において、令和4年12月7日に修正議決された「議案第8号 令和4年度高石市一般会計補正予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する。

理 由

当該修正議決は、令和4年度高石市一般会計補正予算案、歳出、7款 商工費、1項 商工費〔2目 商工業振興費 市内消費活性化事業委託料〕24,094千円を減額するものであるところ、次の点において異議がある。

1. 市内消費活性化事業のうち、キャッシュレスポイント還元事業は、高石商工会議所と協議を重ね、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する、消費下支え等を通じた、より一層の支援を目的としており、市民の方のみならず、市外の方々にも本市へお越しいただき、中小事業者の対象店舗にて消費いただくことにより、市内の消費拡大と地域経済の活性化を図るものである。
2. 今回の事業実施にあたり、高石商工会議所と連携し、市内での登録店舗の増加につながったことや利用回数の増加、マイナポイントの付与先としてキャッシュレス実施事業者が多く選択されていること、さらに、前回実施時期は、まん延防止等重点措置の適用時期であったこと等、当初予算編成時からの情勢変化を踏まえ、高石商工会議所と協議した結果、還元原資に不足が生じないためにも、原案どおりの予算をお願いするものである。
3. この事業にかかる予算を減額すると、コロナ禍、物価高騰等で厳しい状況に置かれている生活者や事業者に対する支援ができないだけでなく、国の交付金の限度額全額を活用できず、交付金の趣旨である速やかな効果が及ばない。

以上のことから、再議に付するものである。